

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 法人税の予定申告

**Q** : 当社は3月決算の会社ですが、前期は業績がよく、税金も多額になりました。先日、税務署から予定申告の書類が届いたのですが、予定申告とは何でしょうか。

**A** : 前期実績の2分の1の法人税額を、その年度の開始の日から6カ月を経過した日の2カ月以内に申告する制度です。

### 【解説】

事業年度が6カ月を超える普通法人は、事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内に、中間申告書を提出しなければなりません。この中間申告書には予定申告書と仮決算による中間申告書の2つがあります。

予定申告書の場合は、納付税額は次のように計算します。

$$\text{前事業年度の確定法人税額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \\ \text{(1カ月未満の端数切上げ)}$$

ただし、納付税額が10万円以下であれば申告は不要となります。

ところで、この10万円という金額は、昭和49年以降改正されていません。ちなみに、消費税の中間申告は、直前の課税期間の年税額に応じて、年1回又は年3回行うこととなりますが、年税額が48万円超400万円以下の場合には、その半分以上を申告しなければならないこととされています。消費税と法人税の中間申告基準金額に大きなズレが生じていることなどから、税務職員をはじめとした当局内部から、10万円基準の引上げを望む声が出ているようです。

